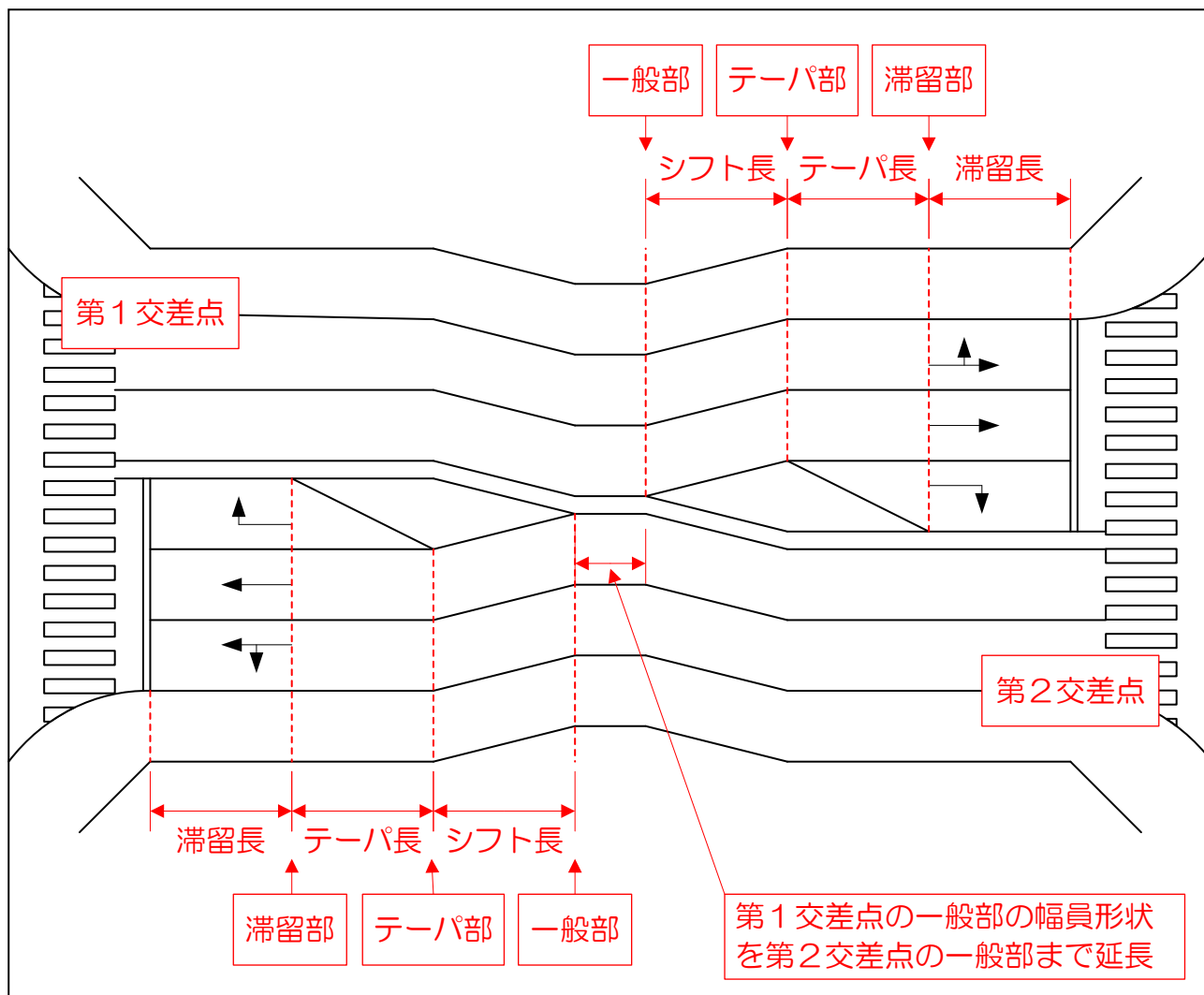


Q3: 隣接交差点検討時に選択する隣接種別の内容が分からない。

A3: 隣接交差点の検討では接続する道路の幅員形状によっていずれかの隣接種別を選択する必要があります。ここでは各隣接種別の内容について説明致します。

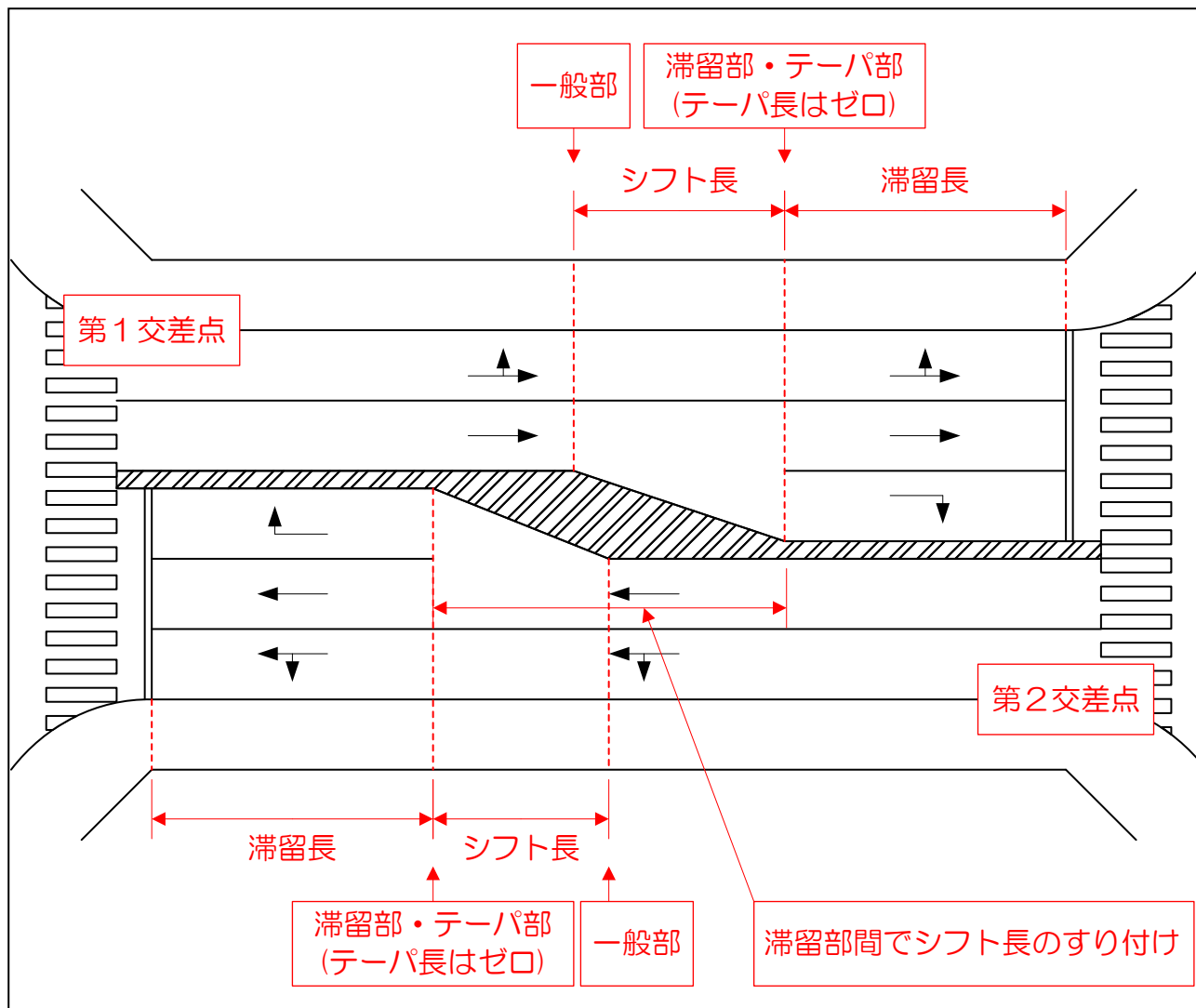
■ 隣接種別1

第1交差点の一般部の幅員形状を第2交差点の一般部まで延長して道路を接続する場合に選択します。各交差点の滞留部、テーパ部、一般部の幅員形状は単体交差点の形状を維持します。



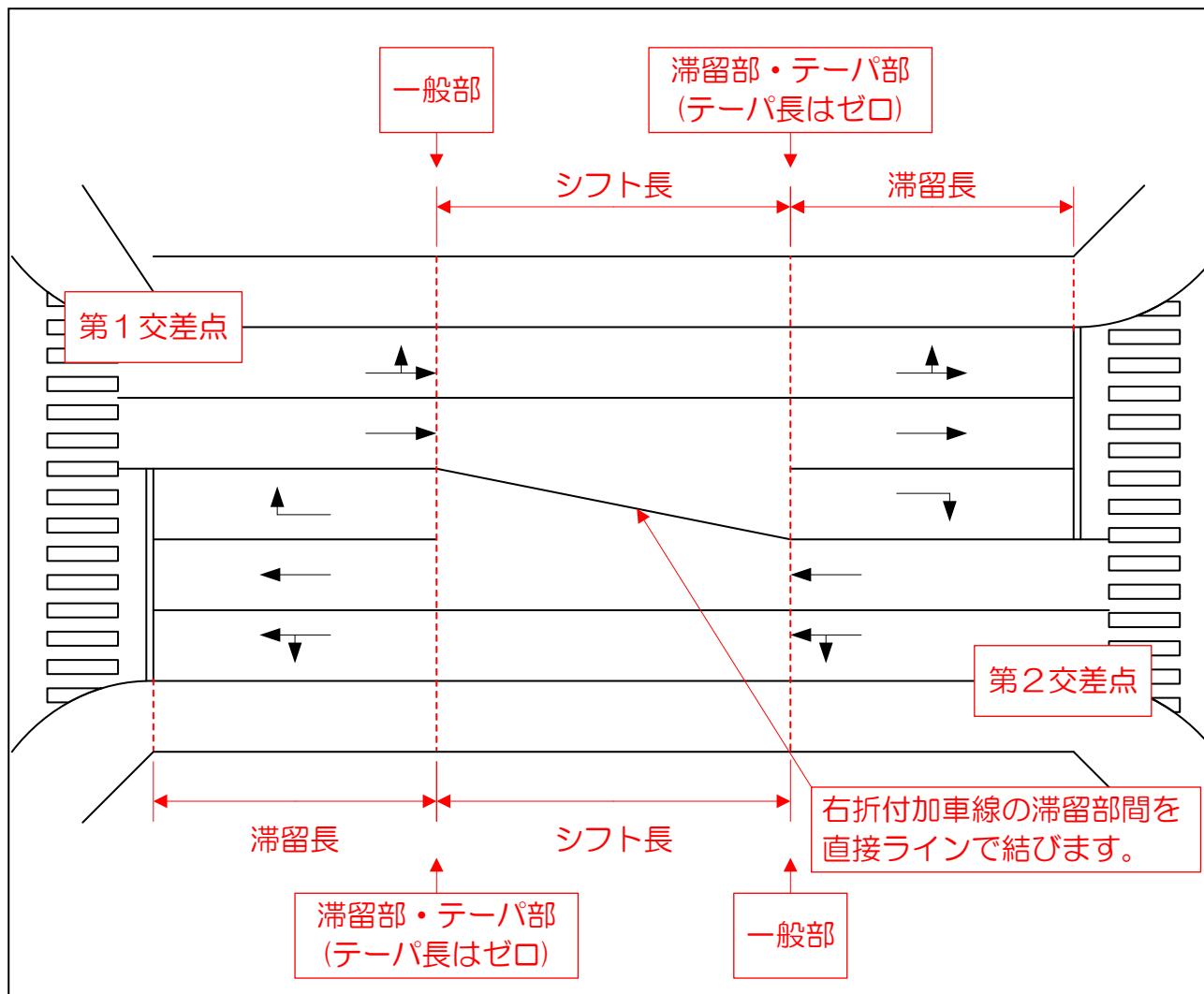
■ 隣接種別2

第1交差点と第2交差点の滞留部間でシフト長をすり付けて道路を接続する場合に選択します。  
 接続道路の幅員は中央分離帯を切削して右折付加車線を設置した形状にしてください。



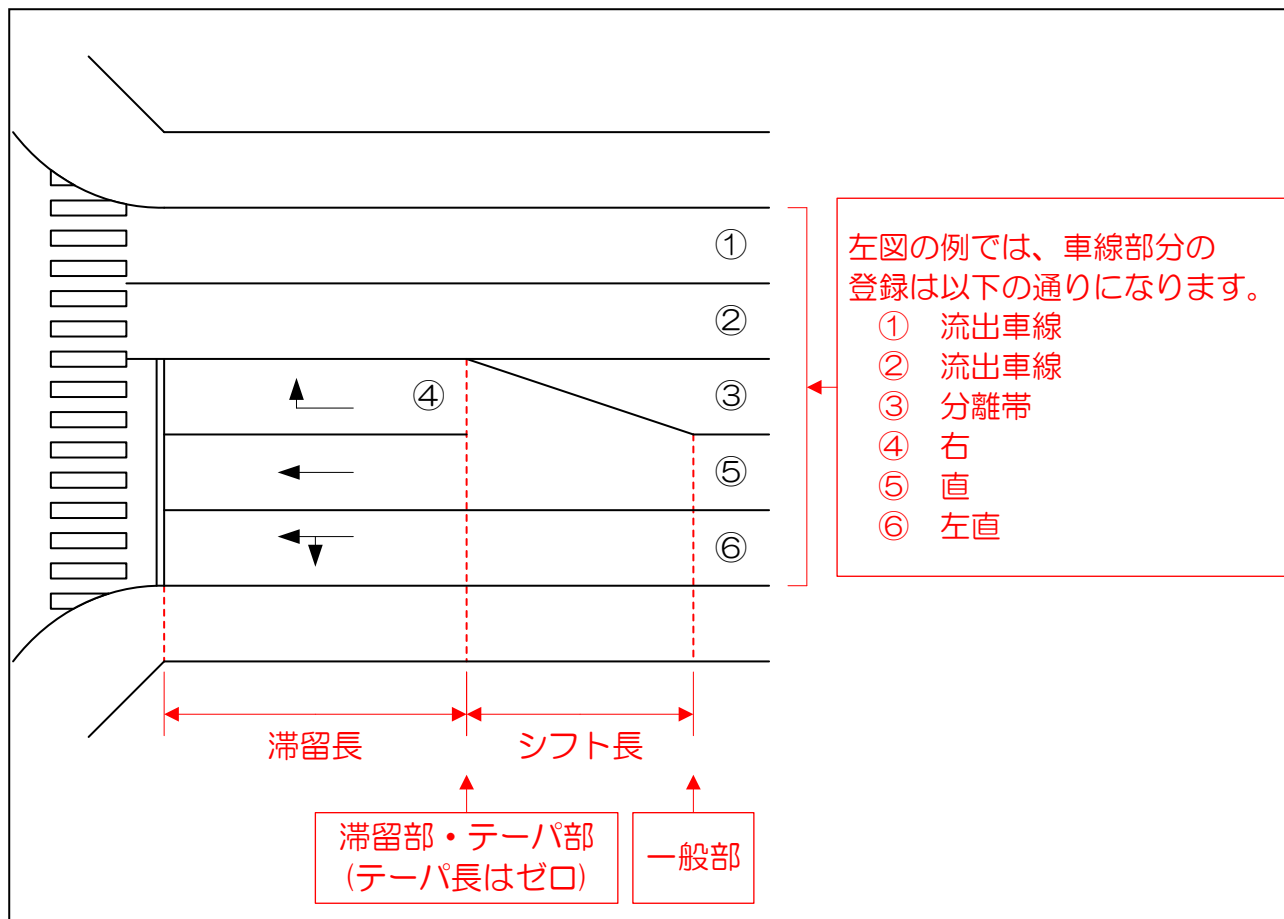
■ 隣接種別3

第1交差点と第2交差点の右折付加車線の滞留部間を直接ラインで結んで接続する場合に選択します。



## ■ 「隣接種別3」 選択時の単体交差点の幅員入力

隣接種別3では滞留部間を直接ラインで結ぶため、接続する交差点の右折付加車線を模した「分離帯」幅員の登録が必要です。



■ 隣接種別4

第1交差点と第2交差点の幅員形状が滞留部、テーパ部、一般部で変わらず、そのまま接続する  
場合に選択します。第1交差点の幅員形状を第2交差点の停止線まで延長します。

